

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月18日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第10号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和25年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
普通肥料	表示事項	普通肥料	表示事項
1～4 略		1～4 略	
5 動物由来たん白質 （飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が原料として使用された普通肥料	この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。	5 動物由来たん白質 （飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が原料として使用された普通肥料（ <u>6に掲げるものを除く。</u> ）	この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。
		6 <u>牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料</u>	この肥料には、 <u>牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧</u>

改正前	改正後	
		草地等に施用したりしないでください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。